和解契約書

運動会赤組（以下「甲」という。）と運動会白組（以下「乙」という。）は、平成１２年度の運動会において甲が優勝したことに伴う優勝旗の引渡しについて、本日、次のとおり和解した。

第１条　（引渡義務）

乙は、甲に対し、優勝旗の引渡義務があることを認める。

第２条　（引渡し）

１　乙は、甲に対し、平成１３年７月末日限り、優勝旗を引き渡す。

２　引渡し費用は、前項の引渡しに伴う引渡費用は乙の負担とする。

第３条　（清算条項）

甲及び乙は、本件に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を所持するものとする。

平成１３年６月７日

甲　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  
　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  
　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞